

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2008年8月14日
【四半期会計期間】	第50期第1四半期（自2008年4月1日至2008年6月30日）
【会社名】	株式会社アイティフォー
【英訳名】	ITFOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 須賀井 孝夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町2-1番地
【電話番号】	(03) 5275 - 7902
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 小林 基昭
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一番町2-1番地
【電話番号】	(03) 5275 - 7902
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 小林 基昭
【縦覧に供する場所】	株式会社アイティフォー 西日本事業所 （大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号（なにわ筋S I Aビル）） 株式会社アイティフォー 中部事業所 （愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号（名駅I M A Iビル）） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第49期
会計期間	自2008年 4月1日 至2009年 6月30日	自2007年 4月1日 至2008年 3月31日
売上高(千円)	2,259,109	11,795,660
経常利益(千円)	190,841	1,648,455
四半期(当期)純利益(千円)	110,642	853,173
純資産額(千円)	7,244,968	7,404,620
総資産額(千円)	11,154,108	11,524,772
1株当たり純資産額(円)	260.70	265.73
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	3.98	30.60
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	3.91	29.69
自己資本比率(%)	64.8	64.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	975,831	2,007,521
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	11,232	1,732,442
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	295,582	417,806
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	4,160,774	3,491,756
従業員数(名)	421	396

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2008年6月30日現在

従業員数（名）	421	(4)
---------	-----	-----

（注）従業員数は就業人員（契約社員を含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2008年6月30日現在

従業員数（名）	399	(3)
---------	-----	-----

（注）従業員数は就業人員（契約社員含む）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)仕入実績

項目	当第1四半期連結会計期間 (自2008年4月1日 至2008年6月30日)
システムソリューション(千円)	341,458
ネットワークソリューション(千円)	138,705
カスタマーサービス(千円)	16,730
合計(千円)	496,894

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載しております。

(2)受注状況

項目	当第1四半期連結会計期間 (自2008年4月1日 至2008年6月30日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
システムソリューション	1,513,488	3,550,987
ネットワークソリューション	198,937	129,224
カスタマーサービス	622,696	1,167,464
合計	2,335,122	4,847,676

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載しております。

(3)販売実績

項目	当第1四半期連結会計期間 (自2008年4月1日 至2008年6月30日)
システムソリューション(千円)	1,569,263
ネットワークソリューション(千円)	147,936
カスタマーサービス(千円)	541,909
合計(千円)	2,259,109

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載しております。

3.当社グループでは、出荷やお客様のシステム導入が9月及び3月に集中する傾向があり、通常、売上が第2四半期および第4四半期に集中する傾向があります。第1四半期連結会計期間においては、売上高が、他の四半期連結会計期間に比べ、少なくなります。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、原油価格の高騰やサブプライムローンに端を発した米国経済減速の影響により企業収益が減少、個人消費や設備投資も力強さを欠き、輸出や生産も弱含むなど、景気の足踏み状態が続きました。

また、当社グループの属する情報サービス業界では、企業の情報システム投資に一部慎重な姿勢が見られるものの総じて堅調に推移しました。

このような状況下、当社グループでは、価格競争がますます激しくなっているネットワークソリューションでは引続き低迷を余儀なくされましたが、金融機関向けのファイナンシャルソリューションシステムや新パッケージを投入したeコマースシステムが牽引し、システムソリューションでは前年同期比二桁増収となり、カスタマーサービスでも引き続き堅調な伸びをみせました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高2,259百万円、営業利益196百万円、経常利益190百万円、四半期純利益110百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における当社グループのサービス部門ごとの業績は次のとおりであります。

（システムソリューション）

主力のファイナンシャルソリューションシステムでは、銀行における基幹システムの共同化や貸金業における貸金業法改正法の順次施行、サービサー法改正への期待など、金融業界をとりまく環境が著しく変化しつつある中、システム投資意欲は旺盛に推移いたしました。受注につきましては、金融機関の保証を行っている保証会社向け「保証・求償管理システム」が好調のほか、主力商品である債権管理システムにおいて、地方銀行を中心とする金融機関向け「総合債権管理システム」や、クレジット会社・信販会社向け「TCS（トータル・コレクション・システム）」が、それぞれ既存顧客の業務拡大に伴い、順調な伸びを見せました。また、地方自治体向けに、税金等の収納率アップ及び徴税事務の効率化を目的とした電話催告システム「CARs（キャルス）」の開発を開始しております。このシステムは、(株)シンクとの連携の下、今後更なる拡大を見込んでおり、すでに採用をご検討いただいている地方自治体も出ております。

通話録音装置を中心とするCTI（コンピュータ・テレフォニー・インテグレーション）システムにつきましては、新プロダクトである「Nice Perform（ナイスパフォーマンス）」をコールセンター向けだけでなく、金融機関のバックオフィスや営業拠点向けにもセールスを開始いたしました。コンプライアンス強化に役立つ機能を提供する「Nice Perform」の評価は高く、既に外資系金融機関を中心に導入されておりますが、国内金融機関でのニーズも強く、新たな需要の創出、拡大を見込んでおります。

映像分析による防犯システム「Nice Vision（ナイス・ビジョン）」につきましては、水道関連施設9箇所へ納入するなど、新たなマーケットでの拡販に注力いたしました。

eコマースシステムにつきましては、ファッション商品の本格的な販売に対応する機能を拡充したECサイト構築パッケージ「ITFOReC（アイティフォレック）2.0インフィニティ」の発売を開始し、ファッション業界及び百貨店業界から高い評価を得て、相次いで受注を獲得いたしました。

流通システムにつきましては、百貨店・量販店向け基幹トータルパッケージ「RITS（リッツ）」の拡販に注力するとともに、前期に開発した「RITS」と「ITFOReC（アイティフォレック）」の連携を実現する「ギフト基幹システム」および前受割賦の行政指導強化に対応する友の会管理を実現する「前受金総合管理システム」の営業を開始いたしました。

保守サービス専用業務統合化CRMシステム「サービスアライアンス」につきましては、医療機器関連企業等の、比較的規模が大きなシステム案件の受注に注力いたしました。

以上の結果、システムソリューション部門における売上高は1,569百万円となりました。

（ネットワークソリューション）

ネットワークソリューションにつきましては、前期に引き続き、拡大を続けるデータセンター市場向けにサーバ運用管理システムの販売が堅調に推移いたしました。大型案件の受注を翌四半期に持ち越した結果、売上高は147百万円となりました。

（カスタマーサービス）

カスタマーサービスにつきましては、保守サービスやIT基盤構築サービスが堅調に推移いたしました。その結

果、カスタマーサービス部門における売上高は541百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前期末より、669百万円増加し、4,160百万円となりました。各キャッシュ・フローの増減状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は975百万円となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益190百万円、売上債権の減少1,290百万円であり、主な減少要因は、賞与引当金の減少281百万円、仕入債務の減少260百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は11百万円となりました。主な増加要因は有価証券の売却による収入1,297百万円であり、主な減少要因は有価証券の取得による支出1,197百万円、投資有価証券の取得による支出103百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は295百万円となりました。主な減少要因は配当金の支払額264百万円、自己株式の取得による支払額30百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、前連結会計年度に掲げた課題のうち「開発要員の確保」については、株式会社アイセルの発行済株式総数の20%を取得し、資本・業務提携を行うことで、高い技術力をもつ同社のS Eを確保し、開発体制を整備・強化いたしました。

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)については次のとおりであります。

2008年6月20日の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)の継続について決議いたしました。

一 本プランを必要とする理由

当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様に売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様に十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、本プランの導入を決議いたしました。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

二 本プランの内容

(一) 本プランの概要

本プランの発動手続の設定

(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。

また、当社取締役会は、敵対的の性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。

買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価を上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）

当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること

当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること

買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと

買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること

買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること

買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること

買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

また、上記にいう「敵対的の性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。

当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、
関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。

(a) 停止条件とは

ある者が、特定株式保有者（注）に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。

（注）「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。

(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは

新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当ててをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。

(c) 一部取得条項付とは

特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権1個について当社普通株式1株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。

この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。

停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記二（一）（ア）「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。

本新株予約権の当社による取得

本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。

(二) 本プランの発動にかかる手続

対象となる買付等

本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。

当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、

- (a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有

者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求

上記に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。

第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

- i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）
買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）
買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）
買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき段階の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。

第三者委員会の検討手続

第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。

第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買付提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。

更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）の判断基準（上記二（一）（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。

新株予約権無償割当ての内容

対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。

（三）対抗措置発動後の中止について

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。

三 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。

また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われますので、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

四 株主の皆様への影響

(一) 本プランの導入時に株主の皆様にご与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利・利益に直接的な影響が生じておりません。

(二) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式価値の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続きを取り、その旨該当する株主の皆様にご通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。

五 本プランの有効期限と継続について

現在の本プランの有効期限は、2009年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2009年度以降につきましては、毎年の定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は1年となっております。本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて、株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。

なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。

六 その他

本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(アドレス <http://www.itfor.co.jp/>)

(別添1) 第三者委員会細則の骨子

1. 中立的な判断の確保

(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士(顧問契約先の弁護士を除く)、公認会計士(監査契約先の公認会計士を除く)等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。

当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。

(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことができる。

(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。

(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職(投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。)等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。

また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。

(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。

2. 第三者委員会の審議事項

第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。

(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性

(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否

(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項

(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項

3. 敵対的性質が存する者の判断基準

買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。

i. 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと(専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。)

当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること

当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること

買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと

買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること

買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること

買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること

買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)、関連会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内(ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。)にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でない第三者委員会が認めた者

4. 情報の開示

第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。

また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。

(別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱

1. 本新株予約権無償割当は、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。

ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。

2. 割当対象株主

本新株予約権無償割当の停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当を行う日として公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。

3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法

割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の2倍の数とする。

4. 新株予約権無償割当が効力を生ずる日

上記第2項に定める割当期日とする。

5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式数を当社普通株式1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の2倍の数とする。

6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の目的となる株式1株につき1円とする。

7. 当該新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当期日から3週間を経過した日の翌日から1か月間とする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

全額を資本に組み入れる。

9. 新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。

10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法

新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。

11. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。

12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨
本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
13. 当社による新株予約権の一部取得
本新株予約権は、割当期日から3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。
上記 に定める日に、当社は第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。
上記 の取得にあたって、取得する新株予約権1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式1株を交付する。
14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使
当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
15. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
16. その他
その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、5百万円であります。
なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1)主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、当社の開発資産の流出の防止、ソースコード管理の厳格性向上、ライセンスソフトウェアの厳格な管理等の、開発環境を整備するため、新たに当社の主要な設備として取得いたしました。その設備の状況は、次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	その他	合計	
所沢事業所 (埼玉県所沢市)	-	開発環境設備	12,550	-	-	133,353	145,903	19

(注) 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品・ソフトウェアの合計であります。

なお、金額には消費税等は含まれておりません。

(2)設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2008年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2008年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,430,000	29,430,000	東京証券取引所 市場第一部	-
計	29,430,000	29,430,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2008年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、つぎのとおりであります。

《第一回発行分》 2002年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (2008年6月30日)
新株予約権の数(個)	865
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	432,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	124
新株予約権の行使期間	自 2004年6月28日 至 2009年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 124 資本組入額 62
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任及び従業員の定年退職の場合はこの限りではない。 ・新株予約権の質入その他の処分は認めない。 ・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与(割当)契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

注) 2005年7月5日開催の取締役会決議により、2005年7月29日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を2005年9月20日付をもって1株を5株に株式分割いたしました。これにより第1回新株予約権の行使価額は616円から124円、資本組入額は308円から62円となっております。

《第二回発行分》 2004年6月25日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (2008年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,739
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,369,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	351
新株予約権の行使期間	自 2006年6月26日 至 2011年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 351 資本組入額 176
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。 ・新株予約権の質入その他の処分は認めない。 ・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与(割当)契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

注) 2005年7月5日開催の取締役会決議により、2005年7月29日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を2005年9月20日付をもって1株を5株に株式分割いたしました。これにより第2回新株予約権の行使価額は1,751円から351円、資本組入額は876円から176円となっております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2008年4月1日～ 2008年6月30日		29,430		1,124,669		1,221,189

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

なお、当社は自己株式1,695,400株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2008年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2008年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,620,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,809,200	278,092	-
単元未満株式	普通株式 700	-	-
発行済株式総数	29,430,000	-	-
総株主の議決権	-	278,092	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数7個が含まれております。

【自己株式等】

2008年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) (株)アイティフォー	東京都千代田区一番 町2 1 番地	1,620,100	-	1,620,100	5.5
計	-	1,620,100	-	1,620,100	5.5

(注) なお、2008年6月30日現在の実質所有状況においては、自己株式数は1,695,400株であり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は5.8%であります。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2008年4月	5月	6月
最高(円)	425	450	430
最低(円)	380	388	394

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。
役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 副社長	事業本部長	取締役専務 執行役員	事業本部長	東川 清	2008年7月1日

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を適用しています。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（2008年4月1日から2008年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、2008年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (2008年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (2008年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,814,215	2,144,479
受取手形及び売掛金	1,250,275	2,540,455
有価証券	3,645,027	2,745,547
たな卸資産	¹ 904,515	¹ 883,659
その他	536,225	440,095
貸倒引当金	335	259
流動資産合計	8,149,923	8,753,977
固定資産		
有形固定資産	² 989,519	² 887,984
無形固定資産		
のれん	11,250	15,000
その他	249,488	195,611
無形固定資産合計	260,738	210,611
投資その他の資産	1,753,927	1,672,198
固定資産合計	3,004,184	2,770,794
資産合計	11,154,108	11,524,772
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,743,407	2,004,369
未払法人税等	81,514	454,871
賞与引当金	114,500	396,150
その他	³ 1,465,505	³ 731,345
流動負債合計	3,404,927	3,586,736
固定負債		
退職給付引当金	261,466	254,425
役員退職慰労引当金	242,744	278,990
固定負債合計	504,211	533,415
負債合計	3,909,139	4,120,152

	当第1四半期連結会計期間末 (2008年6月30日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (2008年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,124,669	1,124,669
資本剰余金	1,221,189	1,221,189
利益剰余金	5,569,754	5,723,318
自己株式	739,746	708,957
株主資本合計	7,175,865	7,360,219
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	52,355	33,842
繰延ヘッジ損益	2,091	4,162
評価・換算差額等合計	54,446	29,680
少数株主持分	14,656	14,720
純資産合計	7,244,968	7,404,620
負債純資産合計	11,154,108	11,524,772

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 1 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2008年 4 月 1 日 至 2008年 6 月30日)
売上高	2,259,109
売上原価	1,327,327
売上総利益	931,782
販売費及び一般管理費	735,262
営業利益	196,519
営業外収益	
受取利息	5,937
受取配当金	5,831
持分法による投資利益	1,473
その他	5,827
営業外収益合計	19,070
営業外費用	
支払利息	12
投資有価証券評価損	22,941
その他	1,794
営業外費用合計	24,748
経常利益	190,841
税金等調整前四半期純利益	190,841
法人税等	80,263
少数株主損失 ()	64
四半期純利益	110,642

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間
(自 2008年4月1日
至 2008年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	190,841
減価償却費	62,580
賞与引当金の増減額(は減少)	281,650
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,041
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	36,245
貸倒引当金の増減額(は減少)	55
受取利息及び受取配当金	11,769
支払利息	12
為替差損益(は益)	1
持分法による投資損益(は益)	1,473
投資有価証券評価損益(は益)	22,941
固定資産除却損	96
売上債権の増減額(は増加)	1,290,179
たな卸資産の増減額(は増加)	20,856
仕入債務の増減額(は減少)	260,961
その他	457,808
小計	1,418,598
利息及び配当金の受取額	11,777
利息の支払額	12
法人税等の支払額	454,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	975,831
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	1,197,687
有価証券の売却による収入	1,297,477
有形固定資産の取得による支出	46,353
無形固定資産の取得による支出	73,271
投資有価証券の取得による支出	103,079
その他	18,974
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,232
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	30,789
配当金の支払額	264,292
その他	501
財務活動によるキャッシュ・フロー	295,582
現金及び現金同等物に係る換算差額	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	669,018
現金及び現金同等物の期首残高	3,491,756
現金及び現金同等物の四半期末残高	4,160,774

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>たな卸資産</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産のうち、商品及び貯蔵品については総平均法に基づく原価法によっており、また、仕掛品については個別法に基づく原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、商品及び貯蔵品については総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)、仕掛品については個別法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により、それぞれ算定しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年6月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>経営環境の著しい変化が生じておらず、一時差異の発生状況について前連結会計年度から大幅な変動がないため、前連結会計年度末の検討において使用した業績予想やタックスプランニングを利用しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年6月30日)
1. 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当期見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。</p>

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自 2008年4月1日
至 2008年6月30日)

(役員退職慰労引当金)

当社は、2008年6月20日開催の定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労引当金制度を廃止いたしました。

また、役員退職慰労引当金制度廃止日までの在任期間を対象とする打ち切り支給については、各取締役及び各監査役の退任時に支給することとしております。

なお、各取締役及び各監査役ごとの当該役員退職慰労金についての承認決議が行われていないため、引き続き「役員退職慰労引当金」として計上しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (2008年6月30日)	前連結会計年度末 (2008年3月31日)																								
<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">245,908千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">643,253千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">15,353千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、1,679,810千円であります。</p> <p>3 一年以内返済長期借入金 1,483千円 その他 1,446,604千円</p> <p>4 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結四半期会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	245,908千円	仕掛品	643,253千円	原材料及び貯蔵品	15,353千円	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差額	2,000,000千円	<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>商品及び製品</td> <td style="text-align: right;">187,503千円</td> </tr> <tr> <td>仕掛品</td> <td style="text-align: right;">680,038千円</td> </tr> <tr> <td>原材料及び貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">16,117千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、1,673,495千円であります。</p> <p>3 一年以内返済長期借入金 1,984千円 その他 729,361千円</p> <p>4 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> </table>	商品及び製品	187,503千円	仕掛品	680,038千円	原材料及び貯蔵品	16,117千円	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差額	2,000,000千円
商品及び製品	245,908千円																								
仕掛品	643,253千円																								
原材料及び貯蔵品	15,353千円																								
コミットメントラインの総額	2,000,000千円																								
借入実行残高	-千円																								
差額	2,000,000千円																								
商品及び製品	187,503千円																								
仕掛品	680,038千円																								
原材料及び貯蔵品	16,117千円																								
コミットメントラインの総額	2,000,000千円																								
借入実行残高	-千円																								
差額	2,000,000千円																								

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自2008年4月1日 至2008年6月30日)								
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>給料手当</td> <td style="text-align: right;">283,522千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">61,147千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">19,667千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">7,134千円</td> </tr> </table> <p>2 当社グループでは、出荷やお客様からの検収が9月及び3月に集中する傾向があるため、通常、第1四半期連結会計期間においては、売上高、営業利益等が、他の四半期連結会計期間に比べ、少なくなります。</p>	給料手当	283,522千円	賞与引当金繰入額	61,147千円	退職給付費用	19,667千円	役員退職慰労引当金繰入額	7,134千円
給料手当	283,522千円							
賞与引当金繰入額	61,147千円							
退職給付費用	19,667千円							
役員退職慰労引当金繰入額	7,134千円							

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自2008年4月1日 至2008年6月30日)												
<p>1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,814,215千円</td> </tr> <tr> <td>有価証券勘定</td> <td style="text-align: right;">3,645,027千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right;">5,459,242千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td>償還期間が3ヶ月を超える債券等</td> <td style="text-align: right;">1,298,468千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">4,160,774千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,814,215千円	有価証券勘定	3,645,027千円	計	5,459,242千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-千円	償還期間が3ヶ月を超える債券等	1,298,468千円	現金及び現金同等物	4,160,774千円
現金及び預金勘定	1,814,215千円											
有価証券勘定	3,645,027千円											
計	5,459,242千円											
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-千円											
償還期間が3ヶ月を超える債券等	1,298,468千円											
現金及び現金同等物	4,160,774千円											

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(2008年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自2008年4月1日至2008年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 29,430千株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 1,695千株

3. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2008年5月2日 取締役会	普通株式	264,194	9.5	2008年3月31日	2008年6月23日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループは、システムインテグレーターとして、同一セグメントに属するソフトウェアの開発、コンピュータ及び関連商品のコンサルティングから保守・運用管理に至る事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

特に記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているものについては記載の対象から除いているため、当四半期連結会計期間において注記すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (2008年 6 月30日)	前連結会計年度末 (2008年 3 月31日)
1 株当たり純資産額 260.70円	1 株当たり純資産額 265.73円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

当第 1 四半期連結累計期間 (自 2008年 4 月 1 日 至 2008年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益金額	3.98円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	3.91円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期連結累計期間 (自 2008年 4 月 1 日 至 2008年 6 月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益 (千円)	110,642
普通株主に帰属しない金額 (千円)	
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	110,642
期中平均株式数 (千株)	27,789
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	
普通株式増加数 (千株)	494
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当する事項はありません。

(重要な後発事象)

該当する事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、リース取引残高において、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

2【その他】

(1)訴訟

当社は、取引先に対し、システム開発委託契約を一方的に解除されたことに伴う損害賠償等240百万円の支払を求める訴えを東京地方裁判所に提訴いたしておりますが、これに対する反訴として同取引先より、当社に対してシステム開発委託契約上の債務不履行を理由に同契約を解除したとしてこれに伴う損害賠償182百万円の支払いを求める訴えを提訴されております。

当社といたしましては、システム開発委託契約上の債務を当社は履行しているとして、当社の主張を展開していく方針です。

また、当社が別の取引先と係争中の訴訟が存在するものの、財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

(2)配当

当社は、取締役会において次のとおり配当について決議しております。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2008年5月2日 取締役会	普通株式	264,194	9.5	2008年3月31日	2008年6月23日	利益剰余金

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

株式会社アイティフォー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 麻生 和孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 純夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。